

日精協発第 17121 号  
平成 29 年 11 月 2 日

厚生労働省  
医政局長 武田 俊彦 殿

公益社団法人 日本精神科病院協会  
会長 山崎 學

## 「社会医療法人・特定医療法人の認定要件の見直し」に関する要望

厚生労働省平成 30 年度税制改正要望事項「社会医療法人・特定医療法人の認定要件の見直し」では、「地域医療において公的医療機関と並び重要な担い手である社会医療法人及び特定医療法人の認定要件の一つである『全収入額に占める社会保険診療収入等が 100 分の 80 を超えること』について、社会状況の変化を踏まえて見直す。」として、見直し内容を「『社会保険診療収入等』に、介護、助産及び予防接種の収入を追加する。」こととしている。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）（平成 29 年 2 月 7 日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）では、同一の事業所で一体的に介護保険と障害福祉のサービスを提供する取組「共生型サービス」の創設が謳われており、社会保障審議会介護給付費分科会、同障害者部会において検討されている平成 30 年度の介護・障害福祉の報酬改定で導入されることとなっている。上記に鑑み、社会保険診療収入等に追加される介護事業等と同様に障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業も取り扱うべきである。

「社会医療法人・特定医療法人の認定要件の見直し」にあたっては、障害福祉サービスについても社会保険診療収入等に加えるよう、強く要望する。